

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

指定訪問看護事業所

訪問看護ステーションおもと園

1 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションおもと園
所在地	沖縄県那覇市字天久1000番地 ANNEX 3F
開設日	令和7年4月1日
事業所番号	4760190977

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話 862-7980

F A X 860-0513

管理者 比嘉 麻江

ご不明な点はお気軽にお尋ね下さい。

2 事業所の職員体制等

職種	員数	常勤	非常勤	備考
管理者	1名	1名（兼1）		
看護師	3名以上	3名以上		
理学療法士	1名以上	1名以上		
事務	1名	1名		

3 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後17時30分（月曜日～金曜日）
サービス提供時間	午前8時30分～午後17時30分（月曜日～金曜日）
サービス実施地域	・ 那覇市（近隣市町村でも電話にて相談応じます）
※年末・年始・祝日・日曜日・旧盆は休業致します。	
※携帯電話による緊急時連絡・対応は24時間致します。 ※訪問看護利用の方（24時間対応体制加算算定）に緊急時対応行っております。	

4 運営の方針

- 1 看護計画を基本とし、利用者が在宅での生活を維持できる為のサービスを提供する
- 2 利用者および家族のニーズを優先する。
- 3 在宅介護事業所や在宅医療機関と協力し、地域におけるチームケアの一員としての責任を積極的に果たす。
- 4 医療保険に則った指定訪問看護事業所として責務を果たす
- 5 訪問看護師個々の資質向上に努める

5 サービスの内容

- 1 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
 - ①病状の観察（血糖・排泄等）
 - ②清拭または入浴介助
 - ③褥創の処置
 - ④薬の管理指導
 - ⑤カテーテル等の管理
 - ⑥リハビリテーション
 - ⑦家族への療養上の指導・相談
 - ⑧ターミナルケア
 - ⑨人工呼吸器装着者へのケア
 - ⑩医師の指示による診療の補助業務
- 2 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します（※時間の変更や調整等を行う場合もあります）

6 利用者負担金

- 1 利用者から頂く利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額です
- 2 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行致しますので、現金・振込・金融機関口座からの引落（銀行は月末日）とさせていただきます。

※口座引落利用の方は別途記入用紙がございます。

- 3 利用料金（別紙 参照）

7 料金請求及びお支払方法

利用料・その他 費用の請求方法	・ 毎月15日前後に郵送いたします
お支払方法	・ 口座引落
	月末日に引落（土日祭日の場合は翌日月曜日が引落日になります）
	銀行（ご利用できる金融機関）
	・ 沖縄銀行・琉球銀行・海邦銀行・JA（農協）
	・ コザ信用金庫・労働金庫・ゆうちょ銀行
	・ 振込
	当事業所指定口座への振込になります。
	金融機関 沖縄銀行 本店 普通口座
	口座名義 医療法人おもと会 理事長 石井 和博
	口座番号 2672536
コンビニ払い	振込の際に生じる振込手数料は利用者様負担になります。
	・ 現金の場合は、当ステーション窓口までお支払お願いいたします
コンビニ払い	請求書発行月の月末までに、請求書に同封された「コンビニ払込票」にてお支払いください。
	・ 手数料は、無料（事業所負担）となります。
領収書の発行	・ 口座引落、振込の方の領収書は翌月分の請求書に同封してお送り致します
	・ 窓口支払の場合はその場でお渡しいたします。

8 利用料金（保険の種類により、自己負担金額に相違があります） 別紙

訪問看護 基本療養費 (Ⅰ)	看護師・保健師	週3日まで	5,550円
		週4日以上	6,550円
	准看護師	週3日まで	5,050円
		週4日以上	6,050円
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	※週3日目まで・週4日目以降の区別なし	5,550円
訪問看護 基本療養費 (Ⅲ) 外泊時	在宅療養に備えて一時的に外泊をしているもので訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、入院中1回に限り算定	1日につき	8,500円
訪問看護 管理療養費	月の初日		7,710円
	2日目以降		3,010円
訪問看護物価対応料	月の初日		60円
	2日目以降		20円
訪問看護 基本療養費の加算	難病等複数回訪問加算	1日(2回目)	4,500円
	週4日以上を訪問を算定出来る利用者のみ	1日(3回目～)	8,000円
	緊急訪問看護加算 月14日目まで		2,650円
	緊急訪問看護加算 月15日目以降		2,000円
	長時間訪問看護加算(厚生労働大臣が定める長時間訪問を要する者) 90分以上(1回につき)		5,200円
	複数名加算(看護師等)同時に訪問を行う	週1回まで	4,500円
	複数名加算(看護師と同時に看護師・理学等)同時に訪問を行う	週2回～	3,000円
	夜間(午後6時～午後10時まで)/早朝(午前6時～午前8時まで)		2,100円
	深夜(午後10時～翌6時まで)		4,200円
	24時間連絡対応加算(1月につき)		6,800円
	特別管理加算(重傷者管理加算)(1月につき) (在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態)		5,000円
	特別管理加算(1月につき) (在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を超える褥瘡の状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者)		2,500円
	退院時共同指導加算(1月につき)		8,000円
	特別管理指導加算 ※退院後、特別な管理が必要な者に対し退院共同指導加算を算定した場合に追加されます。		2,000円
	退院支援指導加算 退院日訪問看護を必要と主治医が判断した場合	1日につき	6,000円
		長時間の場合(又は複数回の退院支援指導の合計が90分を超える場合)	8,400円

	訪問看護ベースアップ評価料	医療従事者の賃金改善を目的とした取組を実施しており、厚生労働省の定める基準に適合した場合に算定する。	1,830円
--	---------------	--	--------

精神科基本療養費 (Ⅰ)	看護師・保険師・作業療法士	週3日まで(30分以上)	5,550円
		週4日以上	6,555円
精神科基本療養費の 加算	精神科緊急訪問看護加算	1日につき(1回に限り)	2,650円
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(午後6時～午後10時まで)/早朝(午前6時～午前8時まで)	2,100円
	深夜訪問看護加算	深夜(午後10時～翌6時まで)	4,200円
その他の療養費	情報提供療養費1	(市町村・相談支援事業者への情報提供) 利用者の同意のもと、市町村等または特定相談支援事業者等からの求めに応じ、訪問看護の状況等を文書により情報提供した場合に算定します。なお、情報提供は訪問看護実施日から2週間以内に所定様式で行います。	1,500円
	情報提供療養費3	(主治医への情報提供) 利用者の同意のもと、訪問看護に係る情報を文書により主治医へ提供した場合に算定します。なお、入院・入所先医療機関等と訪問看護ステーションが特別の関係にある場合等は算定できません。	1,500円
	ターミナル療養費	在宅で死亡した利用者 (看取り介護加算を算定していない場合)	25,000円